

意見交換における論点

支援計画における重点項目

1	犯罪被害者等の相談支援体制の整備
2	市町村における支援体制の充実に向けた取組の促進（条例の制定等への支援）
3	犯罪被害者等の経済的負担の軽減（見舞金等の創設及び運用）
4	カウンセリング等の充実
5	犯罪被害者等支援に関する県民の理解の増進

論点1 相談支援体制の整備・周知について

【令和4年度の取組】

- 総合的対応窓口の運用
※平成18年に設置、平成28年度以降は相談件数0件
- 犯罪被害者支援ハンドブックの改定
※平成26年度以降、7年ぶりの改定を行う（9月）
- 条例リーフレットの作成
※県民向けと事業者向けの2種類を作成（9月） 添付参照
- 県民向けの被害者遺族講演会を開催
※10月に会津方部と浜通り方部の2箇所で開催 添付参照

論点2 市町村への取組の普及について

【令和4年度の取組】

- 市町村担当者説明会の開催
※県内7方部で市町村担当者説明会を開催（5月末から6月初旬）
令和4年4月施行の白河市、三春町、西郷村に加え、
6月に広野町において条例及び見舞金等制度が整備された。
- 犯罪被害者支援ハンドブックの改定
※平成26年度以降、7年ぶりの改定を行う（9月）
- 市町村担当者への研修会を実施
※市町村総合的対応窓口での対応を中心とした研修会の開催（11月）

福島県犯罪被害者等 支援条例

～被害者をみんなで支え、安全で安心な社会へ～



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

福島県では、犯罪等により被害に遭われた方やその御家族、御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県や県民、事業者、市町村、民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、「福島県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

福島県生活環境部男女共生課

TEL:024-521-7188 FAX:024-521-7887

E-mail:danjo@pref.fukushima.lg.jp

条例の基本理念

福島県では、条例の基本理念に基づき、関係機関と連携しながら、犯罪被害者等の支援を推進していきます。



条例の基本理念

- ◆ 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- ◆ 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。
- ◆ 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- ◆ 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われること。

周囲の皆さんの理解と配慮が大切です

犯罪被害者等にとって、周囲の人たちの温かい支えは回復への大きな力となります。

一方で、誹謗中傷や無責任なうわさ話はもちろんのこと、無理に励ますような言葉（「頑張って」「運が悪かった」など）は、逆に犯罪被害者等を傷つけてしまうことがあります。

犯罪被害者等に接するときは、置かれている状況や心情を理解し、その人の気持ちに寄り添った配慮をしましょう。



直接的な被害

命を奪われる・家族を失う

けが・障がいを負う

財産を奪われる



二次被害

精神的なショックや身体の不調

捜査や裁判の過程における
精神的、時間的負担

無責任なうわさ話や過剰な取材・
報道による精神的被害

医療費の負担や失職・
休職などによる経済的困窮

福島県犯罪被害者等支援条例の概要

第1章 総則

第1条 目的

- 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条～第8条 責務等

- 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施する。
- 県民、事業者、市町村、民間支援団体は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、県の実施する施策に協力するよう努める。

第2章 推進の体制等

第9条 犯罪被害者等支援計画

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画を定める。

第3章 基本的な施策

第12条 相談及び情報の提供等

- 犯罪被害者等が抱える問題への相談対応や支援に精通した者の紹介などの施策を講ずる。

第13条 日常生活の支援

- 犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずる。

第14条 心身に受けた影響からの回復支援

- 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる。

第15条 安全の確保

- 犯罪被害者等が再被害や二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を講ずる。

第16条 居住の安定

- 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害や二次被害を防止するために必要な施策を講ずる。

第17条 雇用の安定

- 犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者に対する啓発などの必要な施策を講ずる。

第18条 経済的負担の軽減

- 経済的な助成に関する情報提供や助言などの必要な施策を講ずる。

第19条 大規模事案における支援

- 死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合について、犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、支援の体制を整え、必要な支援を行う。

第20条 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援

- 民間支援団体その他関係機関と連携して、犯罪被害者等が直面している問題について相談に合わせるなど、必要な施策を講ずる。

第21条 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

- 犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練や啓発などの必要な施策を講ずる。

第22条 県民の理解の増進

- 県民の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などについての理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実などの必要な施策を講ずる。

第23条 学校における教育の実施等

- 児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育などの必要な施策を講ずる。

第24条 人材の育成

- 相談、助言、日常生活の支援等を担う支援従事者を育成するために必要な施策を講ずる。

第25条 支援従事者の二次受傷に対する支援

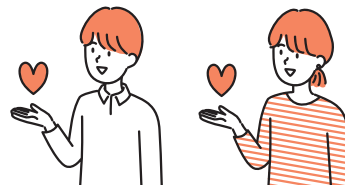
- 支援従事者の安全を確保するため、研修、相談、支援などの必要な施策を講ずる。

第26条 民間支援団体に対する支援

- 民間支援団体が適切かつ効果的に支援を推進することができるよう、情報の提供や助言などの必要な施策を講ずる。

第27条 個人情報の適切な管理

- 県や支援従事者は、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。



主な犯罪被害者等相談窓口



福島県

《総合的対応窓口》生活環境部男女共生課
【平日】8:30~17:15 TEL.024-521-8718

警察

《犯罪被害相談》県警察本部県民サービス課
【平日】8:30~17:15 TEL.024-522-2151(代表)
又は最寄りの警察署

(公社)ふくしま被害者支援センター

《電話相談・面接相談、直接的支援など》
【平日】10:00~17:00 TEL.024-533-9600
※福島県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク加盟

性暴力等被害救済協力機関 SACRAふくしま

《性暴力等被害者相談》
【平日】10:00~17:00
TEL. #8891又は024-533-3940

※上記以外の時間でも国のコールセンターに電話が転送され、
相談をすることができます。

福島県女性のための相談支援センター

《電話相談等》
【祝日・年末年始を除く】9:00~21:00
TEL.024-522-1010

日本司法支援センター 法テラス

《相談窓口紹介、支援制度紹介、弁護士紹介》
【平日】9:00~21:00 【土曜】9:00~17:00
TEL.0120-079714

福島地方検察庁被害者ホットライン

《犯罪被害者の司法手続きに関する相談》
【平日】9:00~17:00 TEL.024-534-5135

地方法務局

《みんなの人権110番》
【平日】8:30~17:15 TEL.0570-003-110

犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口 【平日】8:30~17:15

福島市	生活課	TEL.024-535-2121	三島町	総務課	TEL.0241-48-5511
会津若松市	環境生活課	TEL.0242-39-1221	金山町	保健福祉課	TEL.0241-54-5131
郡山市	男女共同参画課	TEL.024-924-3351	昭和村	総務課	TEL.0241-57-2115
いわき市	市民生活課	TEL.0246-22-7446	会津美里町	総務課	TEL.0242-55-1119
白河市	生活防災課	TEL.0248-22-1111	西郷村	防災課	TEL.0248-21-5190
須賀川市	市民安全課	TEL.0248-88-9128	泉崎村	住民生活課	TEL.0248-53-2112
喜多方市	危機管理課	TEL.0241-24-5272	中島村	住民生活課	TEL.0248-52-2112
相馬市	生活環境課	TEL.0244-37-2144	矢吹町	まちづくり推進課	TEL.0248-42-2112
二本松市	生活環境課	TEL.0243-55-5102	棚倉町	総務課	TEL.0247-33-2111
田村市	社会福祉課	TEL.0247-81-2273	矢祭町	町民福祉課	TEL.0247-46-4574
南相馬市	生活環境課	TEL.0244-24-5240	埴町	健康福祉課	TEL.0247-43-2115
伊達市	生活環境課	TEL.024-575-1290	鮫川村	住民福祉課	TEL.0247-49-3112
本宮市	生活環境課	TEL.0243-24-5361	石川町	総務課	TEL.0247-26-2111
桑折町	健康福祉課	TEL.024-582-1134	玉川村	総務課	TEL.0247-57-4621
国見町	住民防災課	TEL.024-585-2116	平田村	住民課	TEL.0247-55-3112
川俣町	総務課	TEL.024-566-2111	浅川町	総務課	TEL.0247-36-4121
大玉村	住民生活課	TEL.0243-24-8091	古殿町	健康福祉課	TEL.0247-53-4616
鏡石町	総務課	TEL.0248-62-2111	三春町	住民課	TEL.0247-62-8126
天栄村	住民福祉課	TEL.0248-82-2119	小野町	町民生活課	TEL.0247-72-6933
下郷町	健康福祉課	TEL.0241-69-1199	広野町	環境防災課	TEL.0240-27-2114
檜枝岐村	住民課	TEL.0241-75-2502	楢葉町	住民福祉課	TEL.0240-23-6102
只見町	町民生活課	TEL.0241-82-5100	富岡町	生活環境課	TEL.0240-22-9004
南会津町	住民生活課	TEL.0241-62-6120	川内村	住民課	TEL.0240-38-2113
北塩原村	住民課	TEL.0241-23-3113	大熊町	住民課	TEL.0240-23-7146
西会津町	福祉介護課	TEL.0241-45-2214	双葉町	住民生活課	TEL.0240-33-0126
磐梯町	町民課	TEL.0242-74-1215	浪江町	総務課	TEL.0240-34-0235
猪苗代町	総務課	TEL.0242-62-2111	葛尾村	住民生活課	TEL.0240-29-2112
会津坂下町	生活課	TEL.0242-84-1500	新地町	町民課	TEL.0244-62-2115
湯川村	住民課	TEL.0241-27-8810	飯舘村	健康福祉課	TEL.0244-42-1633
柳津町	町民課	TEL.0241-42-2118			

犯罪被害に遭われた従業員の方への 理解と支援について

福島県では、犯罪等により被害に遭われた方やその御家族、御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県や県民、事業者、市町村、民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、「福島県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



福島県犯罪被害者等支援条例 (令和4年4月1日施行)

条例の基本理念

- 個人の尊厳を保障
- 個々の事情に応じた適切な支援を実施し、再被害及び二次被害が生じることのないよう配慮
- 必要な支援を途切れなく提供
- 国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携協力の下に支援を推進

【事業者の責務】

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることがないように十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分配慮するよう努めるものとする。

福島県生活環境部男女共生課

TEL:024-521-7188 FAX:024-521-7887

E-mail:danjo@pref.fukushima.lg.jp

犯罪被害に遭うとどのような状況になるのでしょうか？

犯罪被害者等は、直接的な被害に加えて、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害に苦しめられることも少なくありません。

身体的苦痛

身体に大きなダメージを受け、その後も長い間、後遺症に苦しみ、生命を失ってしまう場合もあります。

心理的苦痛

事件の記憶がよみがえってしまい、家事や育児などの日常生活に支障をきたします。

経済的苦痛

医療費の負担や、失職・休職などにより、経済的に困窮してしまいます。

社会的苦痛

無責任なうわさ話や過剰な取材・報道により、精神的な被害も受けてしまいます。

事業者の皆さまに御協力をお願いしたいこと

このような犯罪被害者等の苦しみを理解し、被害を軽減するために、職場ではどのようなことができるでしょうか。犯罪被害者等が仕事を続けることができるよう、次のような取組に御協力をお願いいたします。

犯罪被害者等に対する理解の促進

犯罪被害者等は、上記のように、命を奪われる・家族を失う、けがをするなどの直接的な被害だけでなく、被害後には、二次被害に苦しめられることもあります。

まずは、犯罪被害者等がこのような状況に置かれているということを従業員に周知し、犯罪被害者等に対する理解が進むよう、御協力をお願いいたします。



被害の回復や軽減に向けた手助け

周囲の人の配慮に欠ける言動や誹謗中傷などによる二次被害を防ぐため、上司や同僚の皆さんは、犯罪被害者等に寄り添った行動や言動を心がけていただくようお願いいたします。

例えば…

- 普段どおりにあいさつや声をかけるなど、今までと同じ態度で接する
- 希望されたときにゆっくりと話を聴き、怒りや悲しみを理解し、支えになる



励ますつもりが、傷つけてしまうことも…

- × 気を強く持って、前向きに生きましょう
- × 辛いことは、早く忘れましょう
- × 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません

など

労働環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所等へ何度も赴く必要があり、年次有給休暇だけでは対応しきれない場合があります。労働環境の整備は、犯罪被害者等を支えるために重要なもので、事業者にはできないことです。

例えば…

- 病気休暇など特別な休暇制度を犯罪被害者等も含めて活用できるようにする
- 被害状況に応じて、配置転換や仕事内容の変更、時短勤務の活用等について検討・調整する

など



犯罪被害者遺族講演会

— 社会全体で被害者を支えるために —

考えてみませんか 被害者に寄り添うためにできること

令和4年4月に「福島県犯罪被害者等支援条例」が施行されたことを受け、県民の皆さんに、犯罪被害者等の置かれた状況や必要とされる支援について考えていただくことを目的として開催するものです。



浜通り方部



とき・ところ

入場無料 ※事前申込制

定員 ● 50名

日時 ● 令和4年10月14日(金)
午後1時30分～午後3時00分
(開場:午後1時10分)

場所 ● 広野町公民館大会議室
(双葉郡広野町中央台1丁目1)

講演

「犯罪被害者遺族となって」-あの日から26年-
講師/渡邊 佳子さん (犯罪被害者遺族)

プロフィール

平成8年、当時高校2年生だった長女を同じく高校2年生の少年により殺害され、発覚を恐れた少年が、母親と共謀し長女の遺体を山中に遺棄するという事件に遭われました。事件後、平成18年から、ふくしま被害者支援センターの設立委員としてセンター設立に関与され、平成19年からはセンター支援員となられ、現在も被害者支援活動に従事しております。その他、少年犯罪被害当事者の会会員、日本グリーンケア協会グリーンケア・アドバイザーとして活動が続けられております。



会津方部



とき・ところ

入場無料 ※事前申込制

定員 ● 50名

日時 ● 令和4年10月28日(金)
午後2時30分～午後4時00分
(開場:午後2時10分)

場所 ● 会津若松市文化センター展示室兼会議室
(会津若松市城東町14-52)

講演

「交通事故被害者遺族となって」
講師/岡崎 照子さん (交通事故被害者遺族)

プロフィール

平成17年8月、当時中学3年生14歳の長女が信号のない横断歩道上を自転車で渡ろうとしていたところ、軽自動車に衝突され、亡くなりました。長女が生きた証を刻むため、平成21年より「生命のメッセージ展」へ参加し活動を始め、同時に命の大切さを伝えるための講演活動を県内外の中学生・高校生に向けて行っておられます。また、令和3年度には、「福島県犯罪被害者等支援検討委員会」の委員として、犯罪被害者等支援条例の制定などに御尽力されました。



※新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施いたします。

当日、体調に不安がある方は、来場をご遠慮ください。また、手指消毒やマスクの着用など感染症拡大防止に、ご協力をお願いいたします。

申込みは裏面をご覧ください👉

主催 福島県

お問い合わせ 福島県生活環境部男女共生課 TEL.024-521-7188

申込み

2次元コード、またはURLからお申し込みください。

なお、持参・郵送・FAX・Eメールでのお申し込みの際は、下記の「参加申込書」太枠内を記入の上、申込みをお願いします。

※申込みでいただいた個人情報は、講演会運営の目的以外で使用することはありません。

開催方部	申込み	受付期間
浜通り方部 (広野町) 10月14日(金) 午後1時30分～	 https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202200424	令和4年9月16日(金) ～令和4年10月7日(金) ※定員になり次第、受付終了
会津方部 (会津若松市) 10月28日(金) 午後2時30分～	 https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202200428	令和4年9月16日(金) ～令和4年10月24日(月) ※定員になり次第、受付終了

犯罪被害者遺族講演会 参加申込書

連絡先 住所	〒	-	ふりがな	
			氏名	
電話 FAX番号 メール	・電話	()		
	・FAX	()		
	・メール			
参加地域	<input type="checkbox"/> 浜通り	<input type="checkbox"/> 会津	※参加する地域に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	

送付先

郵送・持参 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県男女共生課
FAX 024-521-7887
メール danjo@pref.fukushima.lg.jp

ホンデリング ～本で広がる支援の輪～



不用になった本をご寄贈ください。会場受付でも集本いたします。
ホンデリングプロジェクトとは、皆さんから本を寄贈していただき、その売却代金をご寄付として、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てるプロジェクトです。

支援につながる本・つながらない本については、2次元コードまたはURLからご確認ください。



<http://www.vsc-fukushima.net/wp-content/uploads/2020/11/e0c12fc269d5998c5ba6054a22c4dc95.pdf>